

国民健康保険から社会保険に加入された方へ――

国民健康保険を抜ける手続きはお済みですか？

国民健康保険から職場の健康保険（社会保険）に加入した場合は、国民健康保険を抜ける手続きが必ず必要です。国民健康保険を抜ける手続きは会社では行いません（会社で行うのは、社会保険への加入手続き及び国民年金から厚生年金等への切り替えのみです）。

社会保険に加入したにもかかわらず、国民健康保険証を使用していると、資格喪失後受診となり、下野市の国民健康保険が負担した医療費をご本人に請求させていただく場合があります。

●国民健康保険を抜けるために必要な書類

新しく交付された社会保険証（カードの場合は社会保険にかわった方全員分）
いままで使用していた国民健康保険証
印鑑（朱肉を使うもの）

●手続きをするところ

国分寺・石橋・南河内各庁舎の市民課窓口

ご本人でなくともご家族の方であれば手続きすることができます。また郵送でも手続きをすることができますので、市民課（国保年金グループ）までご連絡ください。

社会保険に加入したが、すぐに抜けてしまった場合は…

いまお持ちの国民健康保険証をそのまま使用することはできません。
必ず国民健康保険を抜ける手続きと国民健康保険に加入する手続きが必要です。
必要書類は以下のとおりです。
社会保険を抜けた証明書（退職証明書や社会保険資格喪失証明書、離職票）
いまお持ちの国民健康保険証
印鑑（朱肉を使うもの）

国民健康保険を抜ける手続きをしていないと…

国民健康保険税がいつまでも課税されたままになりますので、必ず手続きをしましょう。
なお、国民健康保険税は社会保険に加入した月まで再計算し、たりない場合は差額の納付書を、また納めすぎの場合は還付通知書を後日送付します。

問い合わせ先

市民課 国保年金グループ ☎40-5556